

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100010	プロジェクト名	「別所ふれあい地区」構想	
要望事項 (事項名)	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するために行う変更(以下「農用地区域の変更」という。)」要件の緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1008010	
提案主体名	三木市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項
制度の現状	<p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。</p> <p>このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の4つの要件のうち、1号の「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>三木市では、農村地域で人口減少が進み農業後継者不足はもとより、廃屋や耕作放棄地が出現するなど、農村社会の維持が大きな課題となっている。このたび提案する「別所地域」については、その人口が平成47年ごろには平成17年に比して60%にまで減少し、65歳以上の高齢化率も41.5%まで上昇すると予測される。</p> <p>そこで、市の総合計画において農村地域の元気力を維持するために、別所地域の集落地、幹線道路沿道及び周辺農地(全体面積約80ha)を、「別所ふれあい地区」に位置づけ、別所地域の農村の活力維持を進めようとするものである。</p> <p>提案理由:</p> <p>別所ふれあい地区内の農地は、農業振興地域農用地区域に指定されており、農用地区域を変更する場合、現行法で厳しく制限され農村を維持するために必要な魅力ある地区づくりを計画的に進めることができない状況にある。</p> <p>そこで、本特例措置により、法律に定める「必要かつ適当」な要件に、「地域活性化を目的とする計画」を含めることにより、市の土地利用計画に位置づけている「別所ふれあい地区」を対象とした計画的な農用地区域の変更を可能とし、農村を維持するために必要な魅力ある地域づくりを計画的に進める。</p> <p>そして、農業後継者など若者の雇用と定住を促進し、耕作放棄地の解消、優良農地の維持・保全を図り、農村社会全体を活性化させ、将来にわたり生産コミュニティの持続可能な発展をめざす。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地等以外の利用を目的として、農用地区域から過大な土地が除外されることがないようにするため、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件が農振法第13条第2項において規定されている。</p> <p>また、農振法に基づく市町村等の事務処理に関する技術的助言として、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が定められているところであり、この中で、除外の要件の具体的な内容について、不要不急の用途に供するためではなく、具体の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であること等が定められている。</p> <p>御提案のように、ガイドラインを改正して、具体の転用計画が固まっていない段階で、計画的な農用地区域の変更を行えることとすると、過大な農用地区域からの除外を排除することができなくなり、優良農地の確保に支障が生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、「具体の転用計画」とはどの程度のものが必要かについても明らかにされたい。		
提案主体からの意見	ご回答のように、「具体的な転用計画が固まっていない段階で、計画的な農用地区域の変更を行うと、過大な農用地区域からの除外となり優良農地の確保に支障が生ずる」とは、考えていない。三木市としては、あくまでも、「別所ふれあい地区(約80ha)」に限定して規制緩和を求めるものである。また、農用地区域の計画的な変更については、持続可能な農村社会を維持するために必要な除外に限るなど、過大な区域変更にならないよう兵庫県と協議のうえ進める考えである。さらに、計画の具体性の担保についても、都市計画法による開発許可制度を活用し、計画の実行性を確保していく考えである。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>優良農地の区域である農用地区域の変更の要件については、農用地区域内の土地の確保や農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことがないように定められている。特に、農振法第13条第2項第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」の要件としては、ガイドラインにおいて、当該用途の通常の利用形態にかんがみ、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と言えるか、その規模が妥当かを判断するため、①具体的な転用計画があること、②不要不急の用途に供するものでないこと、③農用地区域からの除外が過大なものでないこと等が定められているところである。このため、この「具体的な転用計画」については、具体的な用途の種類、位置及び規模、並びにその妥当性及び実現性を判断できるものであるとともに、農地転用の許可や都市計画の開発許可の見込みが確認できるものであることが必要である。</p> <p>御提案のように、「別所ふれあい地区(約80ha)」に限定して農用地区域の変更を行うとしても、農用地区域の変更について、具体的な転用計画に基づき、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途とすることの妥当性、実現性等の判断がなされないまま進められると、優良農地の確保に支障を生ずるおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。</p> <p>なお、具体的な転用計画が定められた場合には、農用地区域の変更が可能となる場合があるので、その際には、農業振興地域整備計画の変更の協議同意主体である兵庫県に御相談いただきたい。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	<p>ご回答のように「優良農地の確保に支障を生ずるおそれがある」とは、考えていない。別所地域は、人口減少と高齢化が進み、後継者不足により優良農地においても耕作放棄地が出現し、農地の保全はもとより農村社会の維持自体が困難な状況になりつつあることをご理解いただきたい。本市としては、地域の農地を優良農地として将来にわたり確保するには、まず農村社会を活性化する必要があると考える。よって、「別所ふれあい地区(約80ha)」において、地域を活性化し農業後継者などの定住を促進するために必要最小限の農地を含める中で全体的な土地利用計画を定め、これに基づき順次、土地利用を進めていく必要があると考える。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第8条第2項第1号において、農用地利用計画における農用地区域の設定が制度化されているのは、農業振興の基盤となるべき農用地の確保及び農業生産基盤整備の計画的な実施等を推進し、計画的な農業上の土地利用を図ることを目的とするものである。</p> <p>このような制度の趣旨にかんがみれば、農用地区域においては、計画的に農業上の土地利用を行っていくことが重要であり、仮に当該区域において、農業上以外の土地利用を行うとしても、農用地区域からの除外は、限定的なものでなければならず、また、具体的な転用目的に沿ったものでなければならないことを踏まえ、農振法第13条第2項の除外要件が設定されているところである。</p> <p>御要望にあった「別所ふれあい地区(約80ha)」において、地域を活性化し農業後継者などの定住を促進するために必要最小限の農地を含む全体的な土地利用計画に基づき順次土地利用を進めるとしても、具体的な転用計画に基づくものでない以上は、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途とすることが適当であるかどうかの判断ができないことから、本提案を受け入れることは困難である。</p> <p>仮に貴市の定める土地利用計画に基づき具体的な転用計画が定められた場合には、農業振興地域整備計画の変更の協議同意主体である兵庫県に相談しつつ対応いただきたい。</p>			

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	過疎地域における農事組合法人の事業範囲の拡大	都道府県	島根県
		提案事項管理番号	1009010
提案主体名	島根県		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項
制度の現状	<p>農事組合法人は、農業協同組合法第72条の8等でその事業範囲を</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業に係る共同利用施設の設置(生産物の運搬、加工、貯蔵も含む)又は農作業の共同化 ② 農業の経営(生産物を使った製造、加工や販売等を含む) ③ ①及び②に付帯する事業 <p>に限定されており、協同組織として税制の特例(法人税の軽減措置等)も受けることが可能。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農事組合法人は、農業経営及びこれに付帯する業務に事業範囲が制限されているが、過疎地域に所在地を有する農事組合法人は、以下の事業ができる措置を願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の生活支援や環境保全に関すること ②地域の文化の継承に関すること ③人材育成や地域資源を活用した地域活性化に関すること
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【具体的事業の実施内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の生活支援や環境保全に関すること (空き店舗運営、高齢者輸送、冠婚葬祭、雪下ろし等) ②地域文化の継承に関すること (神楽等伝統文化保存、お祭り運営等) ③人材育成や地域資源を活用した地域活性化に関すること(人材研修事業、民泊、観光業等) <p>【提案理由】</p> <p>過疎地域では、店舗の撤退や路線バス等公共交通機関の便数の減少等住民生活に関連する多くの課題を抱えているが、民間企業の参入によって、これらの課題を解決するには限界がある。</p> <p>一方、県内の多くの市町村には、地域の維持・活性化を主目的とした農事組合法人が多数存在するが、農協法の規制により農業以外の事業は制限されている。</p> <p>そこで、農事組合法人の事業規制が緩和されれば、地域社会を維持・発展させるしくみづくりが進み、雇用の創出や定住面での効果も期待できる。</p> <p>また、現在、農林水産省では、生活支援や環境保全活動をする地域マネジメント法人を全国各地に設立し、支援する考え方を提示しているが、この規制が緩和がされれば、こうした取り組みも進展し、地域の活性化に貢献する。</p>
-----------------	---

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農事組合法人は、農業者が農業生産についての協業化を図ることを目的とし、行政庁への届出のみで設立することができる、農協法に基づく簡易な法人。</p> <p>農事組合法人は、事業範囲を農業とそれに関連するものに限定するなど、経営の範囲を明確にすることでその経営の安定性を確保しているところであり、また、協同組織としての税制の特例を受けることができることとなっている。</p> <p>観光農園や農家民泊など農業生産と密接に関連する限りにおいては、農事組合法人の事業として実施可能と考えられるが、ご提案にあるような農業生産に関連する事業以外の幅広い事業(地域の生活支援(空き店舗運営)や文化の継承(お祭り運営)など)を認めることとなれば、農事組合法人を現行のような簡易な法人として位置づけることが困難となり、農協並みの経営の安定性の確保に必要な規制が必要となるとともに、法人の位置づけの変更に伴って税制上の特例についても見直す必要が生じることから、適当ではないと考えている。</p> <p>なお、農業協同組合法においては、ご提案のような幅広い事業を行う主体として農協の活用が可能であり、また、税制上の特典はないが、事業範囲や構成員等について規制のない株式会社への組織変更が可能となっているので、これらを活用することが適当である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	土地改良区賦課金にかかる滞納整理、滞納処分等 事務の全ての代行業務	都道府県	青森県	
		提案事項管理番号	1015010	
提案主体名	青森県土地改良事業団体連合会			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	土地改良法(昭和24年法律第195号)第39条及び第111条の9
制度の現状	土地改良法第39条第5項に基づき、土地改良区の理事は都道府県知事の認可を受けて滞納処分を行うことができる。

求める措置の具体的内容	<p>現行法では、土地改良区の理事が地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができると規定されているが、青森県土地改良事業団体連合会(以下「本会」という。)が青森県内の土地改良区賦課金に係る滞納整理、滞納処分等事務の全てを代行できるようにすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会は、土地改良区等の利益を増進することを目的として設立され、滞納処分に関する専門的知識を有している滞納整理員、顧問弁護士等を抱えており、本会が滞納処分の全てを代行をすれば、迅速かつ積極的な滞納処分を実施でき、抜本的な未収賦課金の解消に繋がる他、訴訟リスクも大幅に軽減できるため提案するものである。 <p>提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米価の低迷等の影響を受ける県内土地改良区の運営基盤の弱体化が顕在化しており、本来業務に支障を来すなど看過できない状況である。 ・ 農村社会特有の地縁、血縁の繋がりから、土地改良区理事が滞納者に対して差押え等を実施できず、組合員に対する賦課金徴収の不公平感が顕在化している。 ・ 県内の土地改良区理事は、滞納処分に関する個別、専門的な知識が不足なため、的確な財産調査や債権回収可能な財産の特定ができない他、訴訟を恐れている。 ・ このような状況の中で、本会に対して滞納処分等事務の全ての代行業務の要望が多くの土地改良区から寄せられていることから、第三者の介入が必要と判断し、本会が代行を実施できるよう今般提案するものである。 <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会の代行により、未収賦課金が大幅に減少し、土地改良区の運営基盤が強化され、組合員の負託に応える新規の土地改良事業の検討も可能となる。 ・ 本会が代行することで、滞納処分の着手及び公売が可能となり、自主納付が促進される。 ・ 土地改良区職員が、本来業務に専念でき、組合員からの苦情が減少する。 ・ これまで納期内納付をしてきた組合員が、土地改良区への信頼感を取り戻せる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>土地改良法第 39 条の規定による土地改良区の賦課金に係る滞納処分の権限は、私法上の債権にみられない特別の取扱として、地方税の滞納処分の例により、行政上の強制徴収により、迅速かつ効率的に、組合員の財産の差押え、換価処分、換価代金の配分等を行うことを可能とするもの。</p> <p>このような滞納処分の権限は、強制加入団体である土地改良区の理事にのみ付与されているが、これは当該権限が私人の権利義務に対する重大な侵害となる要素を含むことによるものであり、地方税の滞納処分の権限が徴税吏員に限定されているのも同様の理由であることから、当該権限を他の者に行使させることは困難である。</p> <p>なお、土地改良区の理事が滞納処分を行う中で、各種の書類作成や調査等の具体的な事務を債権回収に関する実務に詳しい土地改良事業団体連合会が支援することは可能であり、これにより土地改良区の運営基盤の強化に寄与いただきたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、具体的な事務の支援の内容を示されたい。			
提案主体からの意見			
<p>土地改良区の理事が滞納整理、滞納処分等の業務が実施できない主な理由として、次のようなことが挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.土地改良区の理事の殆どは農業経営の傍ら、土地改良区の職務にも従事していることから、滞納整理、処分等の事務手続きは困難。 2.土地改良区の理事は選挙によって選任、任期も約 4 年毎に交代することもあるため、滞納整理、処分等の業務について責任が取れない。 3.滞納処分を執行した場合、組合員からの訴訟に対する警戒感と訴訟費用に対する懸念を抱いている。 4.県内 83 の土地改良区の約 9 割が職員 1~2 名の体制で事務を執行。滞納整理、処分等の業務には限界がある。 			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>土地改良事業団体連合会は、土地改良区の理事が行う滞納処分（公売・差押え・立入調査など）に関する補助的な事務を行うことが可能であり、例えば、①入札関係業務、②見積価額算出のための鑑定業務、③納付催告書・差押通知書等の各種書面の印刷・作成・郵送等の業務を行うことが可能である。</p> <p>なお、繰り返しになるが、土地改良区の賦課金に係る滞納処分の権限は、強制加入団体である土地改良区の理事にのみ付与されているものである。</p> <p>土地改良事業団体連合会は、土地改良法第 111 条の9に基づき土地改良区に対して技術的な指導その他の援助、教育及び情報の提供等を行うために設立された団体であり、まさに、土地改良区に対する滞納処分の実務に関する研修等を十分に行い、土地改良区の理事が円滑に滞納処分を実施できるようにすることが期待されるところである。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び 大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	都道府県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1026060

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条第1項、附則第2項、農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議することが必要。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。農地法等改正法の附則では、改正法施行後5年を目途として、検討を加えることとされているが、あえて5年もの期間をおくことなく実施は可能と考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受けて決定された「地方分権改革推進要綱」に沿って農地転用許可事務の実態調査を行った結果、都道府県知事が行う2ha以下の農地転用許可事務のうち、許可の判断に疑義のあるものが12.1%に及ぶことが分かった。それを受けて、平成20年12月8日に公表された地方分権改革推進委員会の第2次勧告において、「次期通常国会(第171回)に提出予定の農地政策関連法案において農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。」とされたところである。</p> <p>このようなことから、第171回国会において、農地を確保するために国等の役割を強化すること等を内容とする農地法等の改正法が可決・成立し、本年12月15日から施行されたところであり、当該改正法の附則において、改正法の施行後5年を目途として、法改正で措置された事項の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の農地法等の規定について検討を加えることとされたところである。本提案については、このような法改正の内容、経緯等を踏まえて対応する必要があることから、現時点では受け入れることは困難である。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。さらに農地転用許可事務の実態調査後に農林水産省農村振興局長名で通知された「農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について」(平成 20 年 11 月 28 日付 20 農振第 1413 号)に基づき、県においても厳格な運用を行っているところであり、農地法等改正法の附則では、改正法施行後5年を目途として、検討を加えることとされているが、あえて5年もの期間をおくことなく実施は可能と考える。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
農地法等改正法の附則において、同法の施行後5年を目途として、法改正で措置された事項の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加えることとされたところである。このような法改正の内容、経緯等を踏まえると、昨年 12 月に施行されたばかりである現時点において、提案を受け入れることは困難である。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている上に、一昨年に農林水産省農村振興局長名で通知された「農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について」(平成 20 年 11 月 28 日付 20 農振第 1413 号)に基づき、県においてもこれまで以上に厳格な運用を行っているところである。このような状況から、農地法等改正法の附則にある、改正法施行後5年を目途とすることに、いたずらに拘ることなくただちに検討を加え、速やかに実施することは可能と考える。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
農地法等の一部を改正する法律の附則において、同法の施行後5年を目途として、法改正で措置された事項の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加えることとされているが、これは、当該検討を行うためには、改正後の農地法及び政省令に即して適正に農地転用許可事務が実施されているかどうかを一定期間継続的に確認することが必要であるところ、当該期間としては、同法の施行後5年程度が必要であるとの判断によるものである。 このため、昨年 12 月に同法が施行されたばかりである現時点において、提案を受け入れることは困難である。			

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う う大学獣医学部の設置の認可	都道府県	愛媛県	
		提案事項管理番号	1030010	
提案主体名	今治市 愛媛県			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」
制度の現状	当該提案に対して規制をかける制度は、文部科学省が所管している。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備地区に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核として地域への食品産業や製菓・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、産業動物分野、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などの分野の獣医師の重要性が増しているが、わが国ではペット産業の隆盛が当該分野への人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。大学の獣医学部は現在全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、意識調査に回答のあった四国の公務員獣医師の85%が偏在を認識しているが、四国には1つも獣医学部がないことから、研究拠点や卒後研修機関もないため、上記分野の獣医師確保は危機的な状況にある。このため、こうした課題に対応する教育課程や教員配置を行う大学獣医学部を設置するための特区の設置を提案する。この獣医学部に入学定員の地域枠の設定や奨学金制度などを組み合わせることで、四国への人材供給を促す。また、農水省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消や新興の動物の伝染病等への迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物の高次医療の展開に貢献できる。併せて、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業等の集積を図ることで、地域格差の解消と地方の再生を果たしたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
当方では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、対応を検討されたい。			
提案主体からの意見			
貴省の検討会報告書でも四国の今後の獣医師不足は明らかで、今後他県同様、獣医師確保対策を検討していくが、そのみでは産業系等の獣医師確保を図ることは困難である。このため、規制を所管する文科省に四国の獣医師不足を進言いただきたい。本提案は、獣医学部のない四国の高校生に教育機会を与えることはもとより、高い水準の獣医師養成を行うと共に、産業動物・公衆衛生コース等を設けて、入学段階から動機付けを行うものである。併せて地域入学枠を設定し、奨学金制度を創設することで四国への獣医師の定着を目指す。また、本提案は政府の緊急経済対策の特区による国民潜在力の発揮や地域再生にも寄与するものである。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
農林水産省は、「獣医師の需給に関する検討会報告書」(19年5月公表)のとりまとめにあたり、四国を含む各地域における現状及び将来の獣医師の需給データ等を文部科学省に提供してきたところである。獣医関係学部・学科の入学定員については、文部科学省が、これらも踏まえながら、判断するものである。			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一般企業による農地取得(所有権の取得)に関する 規制の緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1040030
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条第1項、同条第2項第2号、同条第3項
制度の現状	農地の所有権の取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。

求める措置の具体的内容	一般企業(農業生産法人以外の法人)による農地等の権利取得については、農地法の規定により所有権の移転については許可することができないとされているところ、これを可能とすることを求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	本年12月より施行される新農地法においては、一般企業(農業生産法人以外の法人)が農地を借り入れ、農業参入することが全国的に可能となるが、さらに、一般企業による農地の購入(所有権の取得)を可能とすることによって、自己所有による有効利用の促進、隣接農地の購入による規模拡大が図られ、大規模効率化農業による穀物を中心とする我が国農産品の価格競争力強化、一般企業の農業参入促進による新たな担い手の確保、食料自給率の向上と食料の安定供給の確保に資するものと考えられる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)が本年12月15日に施行され、一定の要件を満たす場合に農業生産法人以外の法人であっても貸借を可能とする規制の緩和等が行われた。</p> <p>これは、貸借については、不適正な利用がなされた場合には契約の解除等により所有者に農地を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権原を持つためであり、このため、農地の所有権取得については、農地法第2条第3項の要件に適合した農業生産法人に限ることとされている。</p> <p>また、第171回国会で成立した農地法等の一部を改正する法律の(衆)(参)国会審議においても、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得に対して様々な懸念が指摘され、農地の所有権の取得は従来どおり農業生産法人に限定すべきとの議論があったところであり、提案は引き続き認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの意見	貴省ご回答においては、不適正に利用された場合を懸念して、所有権の取得は法第2条第3項の要件に適合した農業生産法人に限ることとされているとのことであるが、改正後の法第51条等に基づく必要な措置が講じられることにより、制度上は不正利用の防止は担保できるものと考えられる。そもそも、一般事業者にも所有権が渡った途端、不正利用される可能性が出てくるのは妥当性を欠く見方である。むしろ、やる気があり、経営、物流等の能力を有する一般事業者が農地を保有し、

法の趣旨にかんがみ、積極的に利用できるようにすることで、我が国農業の体質の強化と食料自給力の向上等につなげるこ
とが出来ると考えられる。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

第171回国会で成立した農地法等の一部を改正する法律の(衆)(参)国会審議において、農業生産法人以外の法人による
農地の権利取得に対して、不適正な利用や早期の撤退等様々な懸念が指摘され、農地の所有権の取得は従来どおり農業
生産法人に限定すべきとの議論があったところであり、提案は引き続き認められない。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

農地法等の一部を改正する法律に関する第171回常会の審議において様々な懸念が出されたことは承知している。しかし、
前回も指摘したとおり、一般事業者に所有権が渡った途端、不正利用される可能性が出てくるとするのは、あまりにも短絡的
な発想である。そのように考える根拠は何か。同様に、農地の他の用途への転用に関する規制を厳格に運用すれば、仮に一
般企業が事業からは撤退しても農地は農地として残り、他の農業を行う法人等が購入して耕作することは可能であり、不適
正な利用は防止できる。新成長戦略の基本方針に記載された農林水産分野の成長産業化、6次産業化等にかんがみ、より
柔軟な農地所有の在り方について検討すべきである。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

第171回国会で成立した農地法等の一部を改正する法律の(衆)(参)国会審議において、農業生産法人以外の法人によ
る農地の権利取得に対して、不適正な利用や早期の撤退等様々な懸念が指摘され、農地の所有権の取得は従来どおり農
業生産法人に限定すべきとの議論があったところである。

これは、貸借については、不適正な利用がなされた場合には契約の解除等により所有者に農地を戻すことが可能である
が、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権原を持つためであり、このため、農地の所有権取得に
ついては、農地法第2条第3項の要件に適合した農業生産法人に限ることとされている。

また、農地法等の一部を改正する法律の中では、転用規制等とは別に、農業生産法人以外の法人による貸借について、①
適正に利用していない場合には貸借の解除をする旨の契約条件が付されていること、②地域の他の農業者との適切な役割
分担の下に農業経営を行うこと、③法人の業務執行役員のうち一人以上が農業に常時従事すること等の措置が講じられた
上ではじめて認められたところである。

さらに、この法律については、政府部内での3年以上にわたる検討、国会審議での修正等を経て、昨年6月に成立し、6カ
月の周知期間の後、昨年12月15日に施行されたばかりであり、特に国会での様々な議論を踏まえると、提案について検討
する環境にない。

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農地を養鯉池にする際の農地転用許可不用	都道府県	新潟県
		提案事項管理番号	1043010
提案主体名	小千谷市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第2条、第4条第1項
制度の現状	農地を農地以外のものにする場合は、農地法第4条に基づく転用の許可が必要。

求める措置の具体的内容	<p>既存の耕地の維持と耕作放棄地の解消により地域活性化を図るため、耕作放棄地やそれに隣接し耕作放棄地になる可能性のある農地及び既に水田養鯉池として利用されている農地を限定条件に、養鯉池に使用する場合は、地目を農地のまま使用する規制緩和を願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>「錦鯉」の生産の維持発展により、地域の既存の耕地の維持と耕作放棄地の解消及び、地域活性化や里山の保全を図るため、耕作放棄地や耕作放棄地に隣接し、今後数年以内に耕作放棄地になる可能性のある農地及びすでに水田養鯉池として利用されている農地を限定条件に、養鯉池(コンクリート等の永久構造物による養鯉池は除く)に使用する場合は、地目を農地のまま使用できるものとする。</p> <p>(提案理由)</p> <p>当市の「錦鯉」の生産は、中山間地農業の副業として農家の生活を支え、錦鯉生産者は農家が守り続けて来た農道・農業用水等の農業施設を共に維持管理することで、地域農業を支えてきた。</p> <p>しかし、「中越地震」により殆どの「養鯉池」が失われ、その後 復旧可能な「養鯉池」は復旧いたしました。が、甚大な被害のため復旧を諦めたり、水源等の問題により復旧出来ない「養鯉池」が数多くある。</p> <p>この様な現状から、錦鯉生産者が中山間地の「養鯉池」を離れ、この結果それまで農家と共に守ってきた地域の農道・農業施設の維持管理が出来なくなり、先祖伝来守り抜いて来た農地での耕作を諦め、結果として耕作放棄地の拡大に繋がっている。</p> <p>このため、限られた地域で一定条件のもと農地のまま「養鯉池」として利用することで、耕作放棄地の進行防止と解消に繋がると共に、地域の生活の維持に貢献出来るものと確信している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>形質には何ら変更を加えないでその農地を使用する場合であっても、当該農地を耕作の目的に供しないものは農地を転用する場合に該当するため、提案のあった用途に使用する場合は、農地法に基づく農地転用の許可を得ることが必要である。</p> <p>なお、農地法上、農地に該当するか否かは、土地の現況によって判断するのであって、土地の地目によって判断するものではない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>回答で示された「農地を養鯉池として使用する場合は、農地法に基づく農地転用の許可を得る必要がある」ことは、構造改革特区の提案以前から十分に認識している。しかし内閣府が示した構造改革特区の提案の趣旨では、「構造改革特区とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定地域を設けて、規制改革や地域活性化を推進するもの」とあり、この度の提案は、現行法での規制を構造改革特区による規制緩和により、錦鯉生産の維持発展を図ると共に過疎化の進行停止・耕作放棄地の解消に結びつけて行きたいための提案であることを理解いただきたい。なお、対象とする耕作放棄地は、市が認める平成21年度現在すでに耕作放棄地となっている農地に限定し、今後発生する耕作放棄地は対象としないことを意見とし、中越大震災で傷ついた地域の再生のため規制緩和をお願いしたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>農地法第4条第1項の「農地を農地以外のものにする」ことに該当し、「農地の転用の制限」の対象となることから、同項の許可を得ていただきたい。</p> <p>なお、農地の転用の制限を行うのは、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないためである。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100080	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	市街化調整区域における、土地開発規制の緩和。	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1047040	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 国土交通省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第10条第1項、第13条第1項、農地法第4条
制度の現状	<p>① 農地転用許可制度</p> <p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利の設定・移転を行う場合は、都道府県知事の許可(4haを超える場合には農林水産大臣の許可)が必要である。</p> <p>② 農業振興地域制度</p> <p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集团的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。</p> <p>このため、農用地区域の変更は、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断される場合に限り、公告・縦覧を経て行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>市街地に隣接している、市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発を、地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>市街化区域に隣接する、市街化調整区域内の農地においては、従業者の高齢化及び、継承者不在が非常に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に難しく、いわゆる耕作放棄地の類が年々増加しており、このままでは市街化地域に隣接する市街化調整区域は疲弊の一途をたどることとなる、このため娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制を緩和することとする。これにより高齢者農家の救済や耕作放棄地対策がなされるばかりか、政府が定めた数値目標である、「CO2 等排出量について、2020年までに25%減(1990年比)」の達成に寄与できるものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり(都市計画法第7条第3項)、その区域内にある農地の転用については、都道府県知事(4haを超える場合には農林水産大臣)の許可を受けなければならないこととされている。</p> <p>また、市街化調整区域内かつ農用地区域内にある農地は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、原則として転用許可をすることができないこととされている。</p> <p>御提案のように、太陽光発電装置を備えた施設であることを理由に農業振興地域制度及び農地転用許可制度の規制緩和を行うこととすると、これらの制度による優良農地の確保に支障が生ずることとなることから、本提案を受け入れることは困難である。</p> <p>なお、御提案にある市街地に隣接している市街化調整区域内の農地における開発行為については、その農地が市街地の区</p>			

域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、第3種農地として区分されれば、転用許可が可能となる場合がある(農地法第4条第2項第1号ロ(1)及び(2)・第5条第2項第1号ロ(1)及び(2))ので、市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100090	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	一般事業法人の農地取得	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1048120	
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条第1項、同条第2項第2号、同条第3項
制度の現状	農地の所有権の取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。

求める措置の具体的内容	一般事業法人についても農地リースのみならず、農地の「取得」について認めて頂きたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>先般の農地法改正で「農地リース」は可能となったが、一般事業法人の農地取得についても可能とし、土地の取得制限がなくなることで企業参入が活発になり、農業におけるビジネス化が活性化される。</p> <p>現在の排他的な風土と企業参入の障壁を改善し、リース契約で返却というリスクをなくす。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)が本年12月15日に施行され、一定の要件を満たす場合に農業生産法人以外の法人であっても貸借を可能とする規制の緩和等が行われた。</p> <p>これは、貸借については、不適正な利用がなされた場合には契約の解除等により所有者に農地を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権原を持つためであり、このため、農地の所有権取得については、農地法第2条第3項の要件に適合した農業生産法人に限ることとされている。</p> <p>また、第171回国会で成立した農地法等の一部を改正する法律の(衆)(参)国会審議においても、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得に対して様々な懸念が指摘され、農地の所有権の取得は従来どおり農業生産法人に限定すべきとの議論があったところであり、提案は引き続き認められない。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農協の4分社化 ①営農事業会社(営農指導・販売・購買) ②共済事業会社 ③信用事業会社 ④生活・福祉関連事業会社 上記分社化された①営農事業会社に直接農業の経営を行う権限を付ける。	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1048130
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項
制度の現状	<p>農協は、組合員の利便性の向上を図るため、農業協同組合法第10条等で認められた範囲内で、経済事業、信用事業、共済事業などを総合的・一体的に運営しているところ。</p> <p>また、平成21年6月に公布された農地法等の一部を改正する法律による改正後の農業協同組合法11条の31において、農協が自ら農業経営を行う範囲を拡大した。</p>

求める措置の具体的内容	<p>各地の単位農協を①営農事業会社(農業経営に関する販売・購買事業・営農指導を行う会社)②共済事業会社③信用事業会社④生活・福祉会社(生活に関する販売・購買事業・冠婚葬祭・高齢者福祉・観光・旅行などを行う会社)の4社に分社化する。</p> <p>上記で分社化された営農事業会社に直接農業経営を行う権限を付け加え、農地を取得し、農作業員を雇い、直接耕作を行えるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>各地の単位農協を①営農事業会社(農業経営に関する販売・購買事業・営農指導を行う会社)②共済事業会社③信用事業会社④生活・福祉会社(生活に関する販売・購買事業・冠婚葬祭・高齢者福祉・観光・旅行などを行う会社)の4社に分社化することにより、それぞれの事業の専門性を高め、他の民間サービスとの競争によりサービスのレベルを向上を促す。</p> <p>上記で分社化された営農事業会社に直接農業経営を行う権限を付け加え、農地を取得し、農作業員を雇い、直接耕作を行えるようにすることにより、農地取得により耕作放棄地の減少、農作業員の雇用の増加を促す。また、各単位農協元にした営農事業会社が各地に誕生することにより地域間での競争や他の農業生産法人との競争が生まれ農業経営の向上を促す。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>農協は、農業生産力の増進と農業者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的として農業者自らが組織した相互扶助組織であり、その事業のあり方についても農協及び組合員自ら選択すべきもの。</p> <p>現在、農協は、組合員の利便性の向上を図るとの観点から、経済事業、信用事業、共済事業などを総合的・一体的に運営し、ワンストップ・サービスを行っており、こうした農協の事業運営について、国が強制的に分離・分割を行うことは適当ではないと考えている。</p> <p>なお、農協の農業経営事業については、平成21年6月に公布された農地法等の一部を改正する法律による改正後の農業協</p>			

同組合法において、組合員のニーズに基づき、組合員の営農活動と競合しない範囲で、担い手が不足する農地等において農協自らが農業経営事業を行うことができるとしたところ。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100110	プロジェクト名	外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	
要望事項 (事項名)	植物の輸出及び輸入等にかかる検疫手続、検査要件の緩和	都道府県	長崎県	
		提案事項管理番号	1049030	
提案主体名	対馬市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	植物防疫法第六条、第七条、第八条、第九条、第十条
制度の現状	植物等を輸出入する際には、植物防疫法第8条、第10条等の規定に基づき、植物防疫官による輸出入検査を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている植物の輸入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航船への変更)に伴う植物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。</p> <p>提案理由:</p> <p>離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。</p> <p>しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を勘案すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。</p> <p>そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。</p> <p>代替措置:</p> <p>外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内変し、比田勝～釜山間を外変することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と植物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができるものと考えられる。</p> <p>船舶の資格変更に伴う弊害:</p> <p>釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し出・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>植物検疫では、実際の運用上「輸入」は貨物等が陸揚げされる(機外に持ち出される)時点のことを指し、「輸出」は通関する(関税法上の輸出許可を受けること)時点のことを指すとしている。</p> <p>したがって植物防疫法に基づく植物の輸出入手続き及び検疫検査は、本邦出発地又は目的地で行うことで足りる。</p> <p>なお、密輸出入を防止する観点から、提案にあるとおり、国内・国外の旅客船利用者の接触を遮断する必要がある。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

10 農林水産省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	100120	プロジェクト名	外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	
要望事項 (事項名)	動物の輸出及び輸入等にかかる検疫手続、検査要件の緩和	都道府県	長崎県	
		提案事項管理番号	1049040	
提案主体名	対馬市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	家畜伝染病予防法第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十四条、第四十五条、第四十六条
制度の現状	動物、畜産物等を輸出入する際には、家畜伝染病予防法第40条、第45条等の規定に基づき、家畜防疫官による輸出入検査を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている動物の輸入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航船への変更)に伴う動物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。</p> <p>提案理由:</p> <p>離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。</p> <p>しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を勘案すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。</p> <p>そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。</p> <p>代替措置:</p> <p>外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内変し、比田勝～釜山間を外変することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と動物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができるものと考えられる。</p> <p>船舶の資格変更に伴う弊害:</p> <p>釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し出・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>動物検疫においては、実際の運用上「輸入」は貨物等が陸揚げされる(機外に持ち出される)時点のことを指し、「輸出」は通関する(関税法上の輸出許可を受けること)時点のことを指すとしている。</p> <p>したがって、家畜伝染病予防法に基づく動物の輸出入手続き及び検疫検査は、本邦出発地又は目的地で行うことで足りる。</p> <p>なお、密輸出入を防止する観点から、提案にあるとおり、国内・国外の旅客船利用者の接触を遮断する必要がある。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し